

基本規約一部改正

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| <p>第12条(会員の入会資格)</p> | <p>第12条(会員の入会資格)</p> <p>8. 適格請求書発行事業者登録をおこなっていること。</p> |
| <p>第28条(出品車輛の条件)</p> <p>1. (1) 出品車輛は、関係書類(委任状、譲渡証、印鑑証明＝有効期限2カ月以上、自賠償保険(「営業用」の場合は、「自家用」に、「離島用」の場合は「一般用(本土用)」に切り替えるものとします。)、納税証明書、等)が完備し、即時受け渡し可能な車両に限る。</p> | <p>1. (1) 出品車輛は、関係書類(委任状、譲渡証、印鑑証明＝有効期限2ヶ月以上、自賠償保険(「営業用」の場合は、「自家用」に、「離島用」の場合は、「一般用(本土用)」に切り替えるものとします。)、納税証明書、等)が完備し、即時受け渡しが可能な車輛に限る。<u>なお、電子車検証においては、ICタグの記録情報が正常に読み取れるものに限るものとする。</u></p> |
| <p>第29条(出品手続き)</p> <p>2. 「出品連絡表」には必要事項を記入し、原則として車検証・リサイクル券・速度抑制装置証明書(該当車輛のみ)を事務局宛に送信すること。「出品連絡表」送信後、事務局から送信もしくは、システムよりダウンロードされた「車輛搬入票」とともに車輛を搬入すること。</p> | <p>第29条(出品手続き)</p> <p>2. 「出品連絡表」には必要事項を記入し、原則として車検証及び自動車検査証記録事項・リサイクル券・速度抑制装置証明書(該当車輛のみ)を事務局宛に送信すること。「出品連絡表」送信後、事務局から送信もしくは、システムよりダウンロードされた「車輛搬入票」とともに車輛を搬入すること。</p> |
| <p>第38条(落札者の義務)</p> <p>2. 落札者は、全ての受領書類について確認し、不備があった場合は速やかに事務局に届出なければなりません。</p> | <p>第38条(落札者の義務)</p> <p>2. 落札者は、全ての受領書類(<u>電子車検証については、ICタグの読み取り確認含む</u>)について確認し、不備があった場合は速やかに事務局に届出なければなりません。</p> |
| <p>第62条(移転登録の実施)</p> <p>1. 落札者は、原則として開催日の翌月末までに移転登録等の名義変更を完了し、車検証の写しを事務局に送付しなければならないものとします。</p> | <p>第62条(移転登録の実施)</p> <p>1. 落札者は、原則として開催日の翌月末までに移転登録等の名義変更を完了し、<u>車検証及び自動車検査証記録事項</u>の写しを事務局に送付しなければならないものとします。</p> |
| <p>第63条(自動車税の取扱い)</p> <p>1. 車検付またはナンバー付車輛については、開催月の翌々月以降の自動車税未経過相当額を計算書において精算するものとします。なお、自動車税相当額については、自家用で岐阜県の県税を基準とします。</p> <p>3. 落札者が移転登録後、同年度内に抹消登録に変更し、その通知を10日以内に事務局へ車検証等の写しを提出した場合は出品者へ残月分(自動車税未経過相当額)を請求するものとします。</p> | <p>第63条(自動車税の取扱い)</p> <p>1. 車検付またはナンバー付車輛については、開催月の翌々月以降の自動車税未経過相当額を計算書において精算するものとします。なお、自動車税相当額については、自家用で岐阜県の県税を基準とし、<u>課税対象とします。</u></p> <p>3. 落札者が移転登録後、同年度内に抹消登録に変更し、その通知を10日以内に事務局へ車検証及び自動車検査証記録事項等の写しを提出した場合は出品者へ残月分(自動車税未経過相当額)を請求するものとします。</p> |

| 改正前 | 改正後 |
|---|--|
| <p>第64条(書類差替えおよび違約金)</p> <p>1. 落札者が自己の責任により名義変更の期限を遅延し、登録書類の差替えが必要な場合は、違約金として1件当たり、20,000円を別途請求し事務局から出品者へ支払うものとします。また、ユーザー名義の書類差替えや再発行の場合は、その違約金以外に発生した費用を落札者より徴収し、出品者へ支払うものとします。</p> <p>第67条 (施行)</p> <p>平成23年10月1日 平成24年4月1日改定 平成25年4月1日改定 平成26年1月1日改定 平成27年4月1日改定 平成28年4月1日改定 平成28年10月1日改定 平成29年5月1日改定 平成30年1月1日改定 令和元年9月1日改定 令和2年4月1日改訂 令和3年4月1日改訂</p> | <p>第64条(書類差替えおよび違約金)</p> <p>1. 落札者が自己の責任により名義変更の期限を遅延し、登録書類(<u>電子車検証のICチップ破損等含む</u>)の差替えが必要な場合は、違約金として1件当たり、20,000円を別途請求し事務局から出品者へ支払うものとします。また、ユーザー名義の書類差替えや再発行の場合は、その違約金以外に発生した費用を落札者より徴収し、出品者へ支払うものとします。</p> <p>第67条 (施行)</p> <p>平成23年10月1日 平成24年4月1日改定 平成25年4月1日改定 平成26年1月1日改定 平成27年4月1日改定 平成28年4月1日改定 平成28年10月1日改定 平成29年5月1日改定 平成30年1月1日改定 令和元年9月1日改定 令和2年4月1日改訂 令和3年4月1日改訂 令和5年4月1日改訂</p> |